

類型番号	Verison (改定後)	ページ番号	変更箇所	変更点	変更理由
1	133 1.4 A, B		フォーマットの変更	「A. 新品」と「B. リユース機」に基準書を分けた。 よって、Aからはリユース機に関する基準項目を削除した。	それぞれ適用する基準項目が異なるため。
2	133 1.4 A, B	A-4 B-4	4-1.一般原則	<一般原則> 分析試験場はISO/IEC 17025(一致規格JIS Q17025:2000)に従って運営されていること(認定までは問わない)。申請者は書類作成と分析の費用を負担する。 <u>製造者の試験場である場合の特別な要求事項: 監督官庁がサンプリングや分析過程を監視しているか、または分析と試験の実施の認可を受けているか、その製造者がサンプリングと分析を含む品質システムを確立し、ISO 9001(一致規格JIS Q9001:2000)を保持しているか、またはサンプリングと分析を含む品質システムについてISO9001に準拠する社内規格があり、それに則して測定が行われている場合には、製造者の試験場は分析やテストをとり行うことが認められる。</u>	他の商品類型との整合のため、追記。
3	133 1.4 A, B	A-4 B-5	4-1-1(3)	25g以上のプラスチック製筐体部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマまたはポリマブレンドにより構成すること。なお、ラベル、 マーキング、ステッカー などは、分離が容易でない場合は、それらが貼り付けられる部分と同一の材質であるか、もしくは、 VDI2243:1993-Part 1,30/42(表1) 1、2または3の適合性を満たすこと。 ただし再使用部品には本項目を適用しない。リサイクルを妨げない素材であること。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および使用しているプラスチック材料のリスト(記入表A)に、 ラベルなどの貼付がある場合は容易な分離の可否、材質を明記したものを提出すること。(記入表Aに相当するもの)	他電子機器基準との整合を図るため。
4	133 1.4 B	B-6	4-1-2 (4)	適用しない。 少なくとも25g以上の部品の一つは、再生プラスチック部品または再使用プラスチック部品を使用していること。	再使用部分が中心のため、再生プラスチックに関する要求は適用外とする。
5	133 1.4 A, B	A-5 B-6	4-1-2 (5)	25g以上のプラスチック製筐体部品にハロゲンを含むポリマを使用しないこと。また処方構成成分として、難燃剤として有機ハロゲン化合物を添加していないこと。 ただし、以下については本項目を適用しない。 ・プラスチック材料の物性改善のために使用される有機フッ素系添加剤。ただし、含有量が0.5重量%を超えないこと。 ・PTFEなどのフッ素化プラスチック ・(8)に基づきマーキングのなされた再使用大型プラスチック部品。ただし、マーキングについてはISO11469: 1993 (JIS K 6999:1994)に準拠していることでもよい。 ただし、本項目は平成18年6月より適用とする。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および使用しているプラスチック材料のリスト(記入表A)に、原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無、 4-1(7)該当物質の添加の有無、処方構成成分として使用される難燃剤の名称とCAS No.を明記し提出すること。名称とCAS.No.の報告が不可の場合は、「ISO1043-4:1998(JIS K 6899-4:2000)」コード番号の標記方法に準じた記載を明記すること。	他電子機器基準との整合を図るため。
6	133 1.4 A, B	A-6 B-6	4-1-2 (6)	25g以上のプラスチック製筐体部品に処方構成成分として使用される難燃剤については、その成分の名称とCAS No.を報告すること。 ただし、以下については本項目を適用しない。 ・プラスチック材料の物性改善のために使用される有機フッ素系添加剤。ただし、含有量が0.5重量%を超えないこと。 ・PTFEなどのフッ素化プラスチック ・(8)に基づき、マーキングのなされた再使用大型プラスチック部品。ただし、マーキングについてはISO11469: 1993(JIS K 6999:1994)に準拠していることでもよい。 ただし、当面の間は、名称とCAS.No.の報告に代えて、「ISO1043-4:1998(一致規格JIS K 6899-4:2000)」コード番号の標記方法に準じた記載の提出でも可とする。この代用を認めることについては、制定から2年以内のうちに再度検討を行う。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および25g以上のプラスチック製筐体部品に使用しているプラスチック材料のリスト(記入表A)に、原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物、 4-1(7)該当物質の添加の有無、処方構成成分として使用される難燃剤の名称とCAS No.を明記し提出すること。名称とCAS.No.の報告が不可の場合は、「ISO1043-4:1998(JIS K 6899-4:2000)」コード番号の標記方法に準じた記載を明記すること。(記入表A)	他電子機器基準との整合を図るため。
7	133 1.4 A, B	A-6 B-7	4-1-2(7)	25g以上のプラスチック製筐体部品には、EUの危険な物質の分類、包装、表示に関する法律、規制、行政規定の近似化に関するEC理事会指令67/548/EECの付属書 I により発がん性・変異原性・生殖毒性のカテゴリー1～3に分類される物質、またはTRGS905において発がん性・変異原性・生殖毒性に分類される物質を処方構成成分として含まないこと。	「EC理事会指令」だけでは不明確であるため、詳細を追記した。
8	133 1.4 A, B	A-7 B-7	4-1-2 (7)	【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および使用しているプラスチック材料のリスト(記入表A)に、原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物、 4-1(7)該当物質の添加の有無、処方構成成分として使用される難燃剤の名称とCAS No.を明記し提出すること。名称とCAS.No.の報告が不可の場合は、「ISO1043-4:1998(JIS K 6899-4:2000)」コード番号の標記方法に準じた記載を明記すること。	他電子機器基準との整合を図るため。
9	133 1.4 A, B	A-7 B-7	4-1-2 (8')	<u>プラスチック製筐体部品およびプリント基板は、多臭化ビフェニール(PBB)、多臭化ジフェニルエーテル(PBDE)および塩化パラフィン(鎖状炭素数が10～13で含有塩素濃度が50%以上)を処方構成成分として添加していないこと。</u> 【証明方法】 <u>本項目への適合を付属証明書に記載すること。</u>	3R設計チェックリストNo.14「プラスチック部品への多臭化ビフェニール(PBB)、多臭化ジフェニルエーテル(PBDE)および塩化パラフィン(鎖状炭素数が10～13で含有塩素濃度が50%以上)の添加を完全に回避しているか。ただし、技術的に不可避な不純物については問わない。」の内容は3R設計というより、プラスチック材料に関する基準であるため、チェックリストから基準項目へ移行した。
10	133 1.4 A, B	A-7 B-7	4-1-2 (8'')	<u>鉛、カドミウムまたは水銀を含むプラスチック添加剤、顔料を処方構成成分として添加していないこと。</u> 【証明方法】 <u>本項目への適合を付属証明書に記載すること。</u>	3R設計チェックリストNo.15「鉛、カドミウムまたは水銀を含むプラスチック添加剤、顔料の使用を完全に回避したか。ただし、技術的に不可避な不純物については問わない。」の内容は3R設計というより、プラスチック材料に関する基準であるため、チェックリストから基準項目へ移行した。
11	133 1.4 A, B	A-12 B-12	4-1-8 (28)	製品の包装に使用されるプラスチック材料は表1に掲げる特定フロン(CFC5種)、その他CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(ここではHCFCをさす)を使用しないこと。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および、製品の包装に使用されるプラスチック材料を製造する事業者または製品を組み立てる事業所の責任者または工場長の発行する証明書(記入例4)を提出すること。	他電子機器基準との整合を図るため。
12	133 1.4 A, B	A-12 B-13	4-1-8 (29)	製品の包装に使用されるプラスチック材料はハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および、製品の包装に使用されるプラスチック材料のリスト(記入例5)に、原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を明記し、提出すること。 包装材原料の製造事業者名、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を明記した包装材を製造する事業者、または製品を組み立てる事業所の責任者(または工場長)の発行する証明書(記入例6)を提出すること。	他電子機器基準との整合を図るため。

類型番号	Verison (改定後)	ページ番号	変更箇所	変更点	変更理由
13	133 1.4 B	B-13	4-1-9 (31)	電力消費は表2「エネルギー消費効率に関するデジタル印刷機リユース機に係る基準」に示される基準に適合すること。 <u>なお、適合のための試験方法は「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」(平成16年4月)3. OA機器(8)デジタル印刷機の「表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準」と同じ試験方法を用いることとする。</u> 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。および表2に適合していることの証明書(記入例7)を各申込み機種ごと提出すること。 <u>申込時の提出が困難である場合、「表2に適合していることの証明書を各申込み機種ごとにエコマーク使用契約締結までに提出すること、基準に適合しない場合、エコマーク使用契約を締結しない旨を明記した念書を提出すること。</u> また、分析試験所名・試験所の所在地・品質システムを確立し試験を実施していることあるいは、ISO/IEC17025(一致規格JIS Q17025:2000)適合の情報を付属証明書に記載すること。	試験方法を明確に示した。
14	133 1.4 A, B	A-14 B-14	4-1-11 (34)	機器の安全性については電気用品安全法 技術基準省令1項または省令2項に適合した商品であること。または同等の技術基準に適合していること。	複写機の基準改定時、機器の安全性については当然のこととして項目が削除された。デジタル印刷機についても同様のことが言えるため、削除した。
15	133 1.4 A, B	A-14 B-14	4-1-11 (35)	機器の電磁適合性についてはVCCI(情報処理装置等電磁障害自主規制協議会)自主規制措置に適合していること。	複写機の基準改定時、機器の安全性については当然のこととして項目が削除された。デジタル印刷機についても同様のことが言えるため、削除した。
16	133 1.4 A, B	A-15 B-15	4-1-12 (36)	最終の製造段階および製品またはサーキットボードの最終供給段階、部品の再使用のための洗浄では表11に掲げる特定フロン(CFC5種)、その他CFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン(ここではHCFCをさす)を使用しないこと。 【証明方法】 本項目への適合を付属証明書に記載すること。 <u>および製品を組み立てる事業所の責任者(または工場長)、最終のサーキットボードサプライヤ、再使用部品の洗浄を実施する事業所の責任者(または工場長)の発行する、該当物質の使用がないことの証明書(記入例8)をそれぞれ提出すること。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
17	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	電気・電子サブアセンブリおよび電気・電子部品は容易に見つけられ、分別可能か。 <u>さらに、付表1を参照すること。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
18	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>リサイクルのための分解は一般的な工具だけでできるか。再使用部品であることが証明された部品には本項目は適用しない。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
19	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>本体全分解工程は二つ以下の受け面によって行うことができるか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
20	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	製造事業者は試し分解を1から8に従って <u>行ったか行い、弱点を中心に記録を取ったか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
21	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目 No.11→10へ	<u>(a) プラスチック部品への塗装は必要最小限(例: 製造者名)に限定されているか。ただし、レーザーマーキングなどは本項目に示す「塗装」に含まない。また、再使用部品であることが証明された部品には本項目は適用しない。</u> <u>(b) リサイクルを妨げない塗料を使用しているか。また塗料業者の労働安全衛生、および環境への負荷低減に配慮した塗装を行っているか。</u> 本項目への適合は (a)(b)のいずれかに「はい」がついていれば適合と見なす。 <u>材料として活用可能な材料および材料結合を使用しているか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
22	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>付表1の部品と材料は容易に取り外せるか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
23	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>付表1の部品と材料は容易に取り外せるか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
24	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>プラスチック部品への多臭素化ジフェニール(PBB)、多臭素化ジフェニールエーテル(PBDE)および塩素化パラフィン(鎖状炭素数が10~13で含有塩素濃度が50%以上)の添加を完全に回避しているか。ただし、技術的に不可避な不純物については問わない。</u>	基準項目(8')へ移行。
25	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>鉛、カドミウムまたは水銀を含むプラスチック添加剤、顔料の使用を完全に回避したか。ただし、技術的に不可避な不純物については問わない。</u>	基準項目(8'')へ移行。
26	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>機器使用開始後の修理、再生を考慮し、再生サブアセンブリまたは再生部品が、スペアパーツまたは製品へ使用可能となるように予め仕様書などにより指示されていること。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
27	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Must項目	<u>再生モジュールまたは部品の再使用が可能であり、許されているか。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
28	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Should項目	<u>リサイクルのために分解すべきすべて結合要素に、軸方向から手が入るか。</u> 対象: <u>機器全体、筐体部品、シャシ、電気・電子サブアセンブリ</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
29	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Should項目	<u>全分解工程を通して受け面を維持できるか。</u> 対象: <u>ハンドリングすべきユニット</u>	他電子機器基準との整合を図るため。
30	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Should項目	<u>解説:『適合性を有する着色』とは、同色で明度が異なる場合を指す。</u>	解説の追記
31	133 1.4 A, B		3R設計チェックリスト Should項目	<u>少なくとも重量で5%の再生プラスチック材料を使用しているか。</u> <u>プラスチック質量の全体に占めるリサイクル材料の割合は少なくとも5%か。</u>	他電子機器基準との整合を図るため。